

健康保険組合について

平成26年5月19日
厚生労働省保険局

被用者保険の現状と課題

1. 協会けんぽの財政基盤

- ・協会けんぽの保険料率は大きく上昇
9.34%(22年度)→9.5%(23年度)→10.0%(24年度～)

2. 被用者保険者間の財政力の格差

- ・被保険者一人あたり標準報酬総額
協会けんぽ372万円、健保組合542万円(26年度)
- ・健保組合の保険料率
最低:4.8% 最高:12.1% (平均8.86%)(26年度)

3. 高齢者医療への拠出金負担

- ・義務的支出に占める高齢者医療拠出金(後期、前期)の割合
健保組合……43.5%(20年度)→45.1%(23年度)→47.7%(26年度)
協会けんぽ…39.0%(20年度)→39.4%(23年度)→41.9%(26年度)
- ・保険料率の推移
健保組合……7.4%(20年度)→8.0%(23年度)→8.9%(26年度)
協会けんぽ…8.2%(20年度)→9.5%(23年度)→10.0%(26年度)

国庫補助の水準の検討

協会けんぽの財政基盤の強化・安定化のため、平成22年度から平成24年度までの間講じてきた国庫補助の13%から16.4%への引き上げ措置を2年間延長(健保法等の一部を改正する法律)。

平成27年度以降の協会けんぽの国庫補助の水準について、プログラム法の規定等を踏まえ、検討。

全面総報酬割の検討

後期高齢者支援金の負担方法を、全面的に各被用者保険者等の総報酬に応じた負担することについて、プログラム法の規定等を踏まえ、検討。

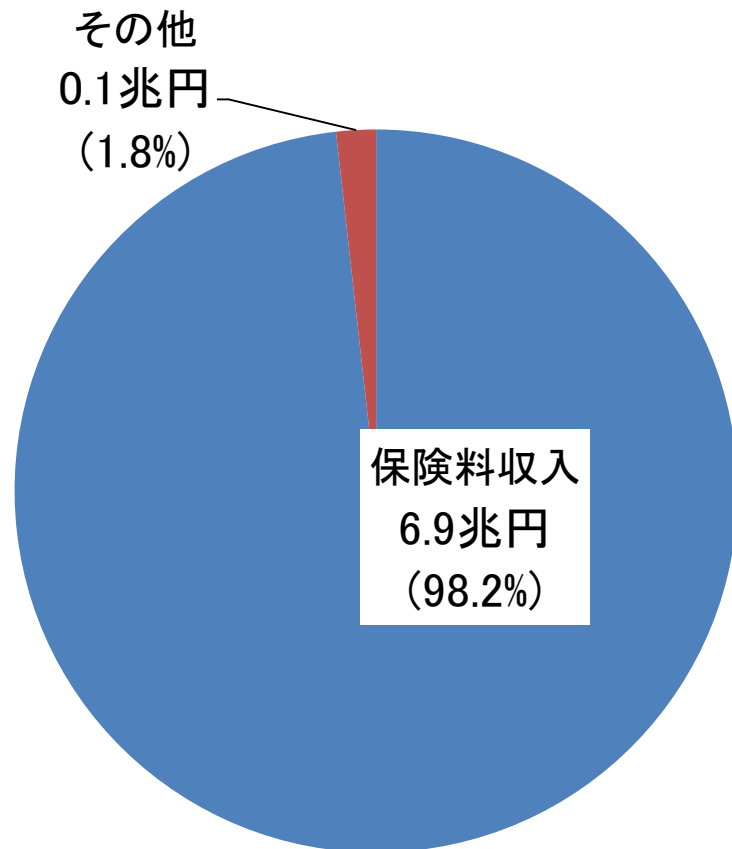
高齢者医療制度の在り方

高齢者医療制度の費用負担の在り方について、プログラム法の規定等を踏まえ、検討。

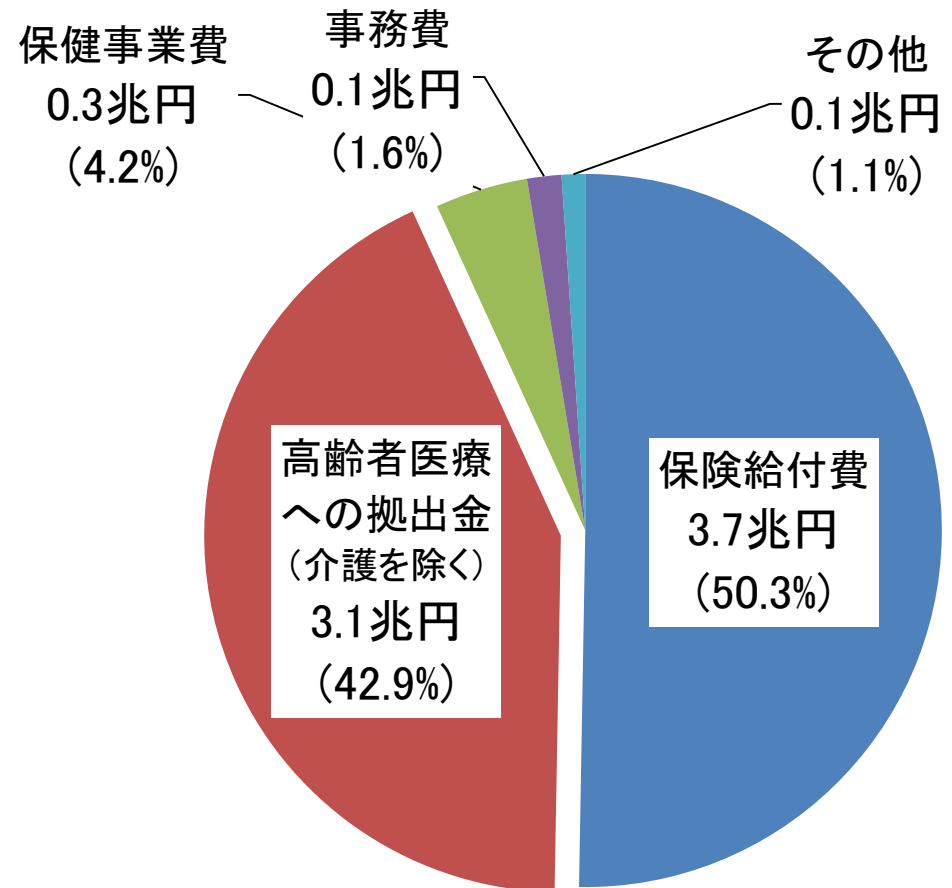
健康保険組合の財政構造（24年度決算見込）

○ 健保組合の経常収支は約7兆円だが、その約4割、約3兆円以上が高齢者医療への拠出金に充てられており、平成24年度では約2,600億円増加。平成25年度もさらに約1,600億円増加の見込み。

経常収入 7兆0,057億円



経常支出 7兆3,033億円

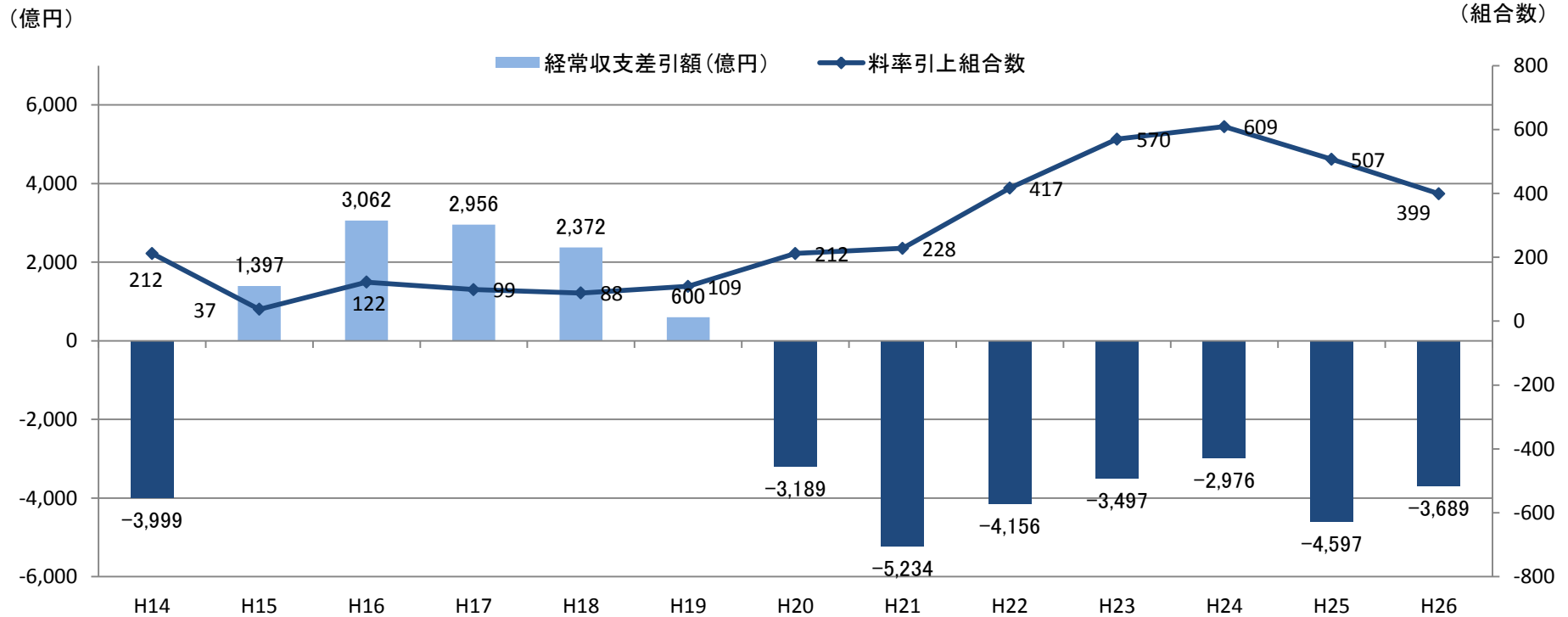


(注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

健康保険組合の財政状況

26年度予算早期集計（平成26年4月18日健保連公表）

- ・保険料率の引上げ：健保組合全体の3割
→ 平均保険料率（8.63%→**8.86%**） 対前年度伸び率2.6%
- ・単年度赤字：健保組合全体の8割 → 全体では約3,689億円の経常赤字



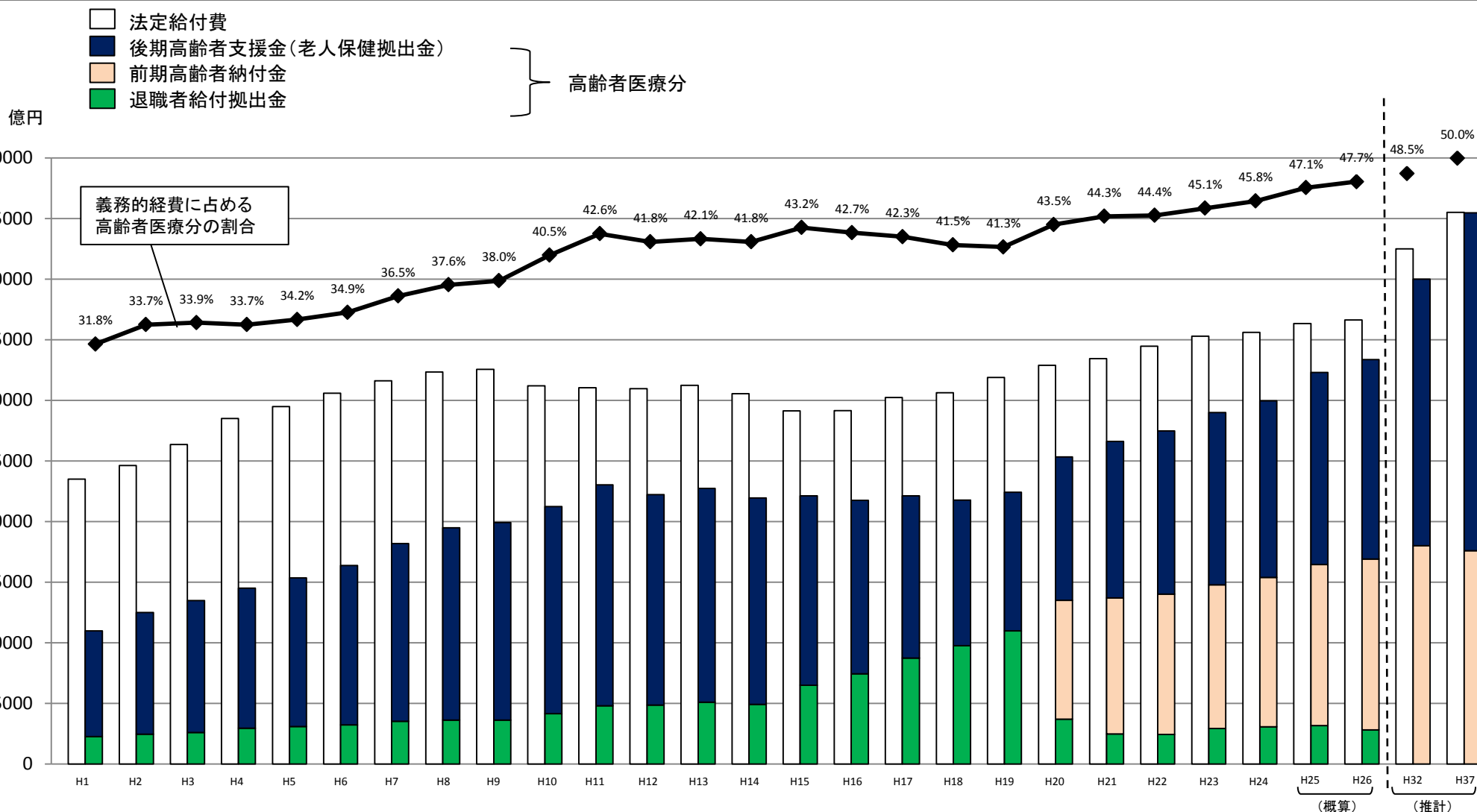
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
準備金等残高 （億円）	35,187	33,438	37,069	40,414	43,170	44,110	42,155	38,809	35,751	33,742	32,133	-	-

（注1）平成14～23年度までは決算、24年度は決算見込、25年度は予算、26年度は予算早期集計の数値である。

（注2）保険料率引き上げ組合数は、14～24年度までは前年度決算、25年度は24年度決算見込との比較。26年度は予算データ報告組合（1,376組合）と25年度予算との比較である。

高齢者医療への拠出負担の推移(健保組合)

○ 健保組合の高齢者医療への拠出負担は増加しており、義務的経費に占める割合は平成26年度47.7%となっている。



※義務的経費は、法定給付費、前期高齢者納付金(平成19年度以前は退職者給付拠出金)及び後期高齢者支援金(平成19年度以前は老人保健拠出金)の合計額。

平成20年度以降については、経過措置として存続している退職者給付拠出金及び老人保健拠出金の額も含めている。

※法定給付費は、平成24年度までは実績額を、平成25年度及び平成26年度は概算額を用いている。

※後期高齢者支援金等は、平成24年度までは医療給付費等実績に基づいた確定賦課額。平成25年度及び平成26年度は概算賦課額。

※後期支援金について、平成20年度及び平成21年度は加入者割、平成22年度以降は3分の1総報酬割としている。

※平成27年度以降は、「社会保障に係る費用の将来推計の改定」(平成24年3月)の現状投影シナリオをベースに推計。

参考資料

健康保険組合の概要

1. 組織

- (1) 健康保険組合とは、健康保険法に基づき、健康保険事業を行う公法人である。
(平成26年4月1日現在：1,410組合)
- (2) 健康保険組合は、その組織形態により2つの種類に分けられる。
 - ・単一組合：1企業により組織された組合（被保険者数：700人以上）
 - ・総合組合：同種同業の事業主等で組織された組合（被保険者数：3,000人以上）

2. 事業内容

健康保険組合は、健康保険事業として、被保険者等に対する保険給付と保健福祉事業を行っている。

- (1) 保険給付
 - ・法定給付：健康保険法に定める給付
 - ・付加給付：法定給付の内容を補充するもの。例えば、出産育児一時金（法定42万円）に上乗せ。
- (2) 保健事業及び福祉事業
例：人間ドックの実施、歯科検診の実施、健康相談、保養所の運営等

3. 費用負担

- (1) 健康保険組合の事業運営に必要な費用は、被保険者及び事業主の負担する保険料によって賄われている。財政窮迫組合等を除き、保険給付費等に係る国庫補助は投入されていない。
- (2) 健康保険組合の一般保険料率は、標準報酬月額及び標準賞与額に対し、**30～120%の範囲内で設定し**、厚生労働大臣の認可を受けて、個々の組合ごとに定めることとなっている。
- (3) 保険料率をはじめとして、組合の運営は労使からなる組合会により決定される。
- (4) 義務的支出のうち、後期高齢者支援金等の拠出金の負担が半分近くを占めている。

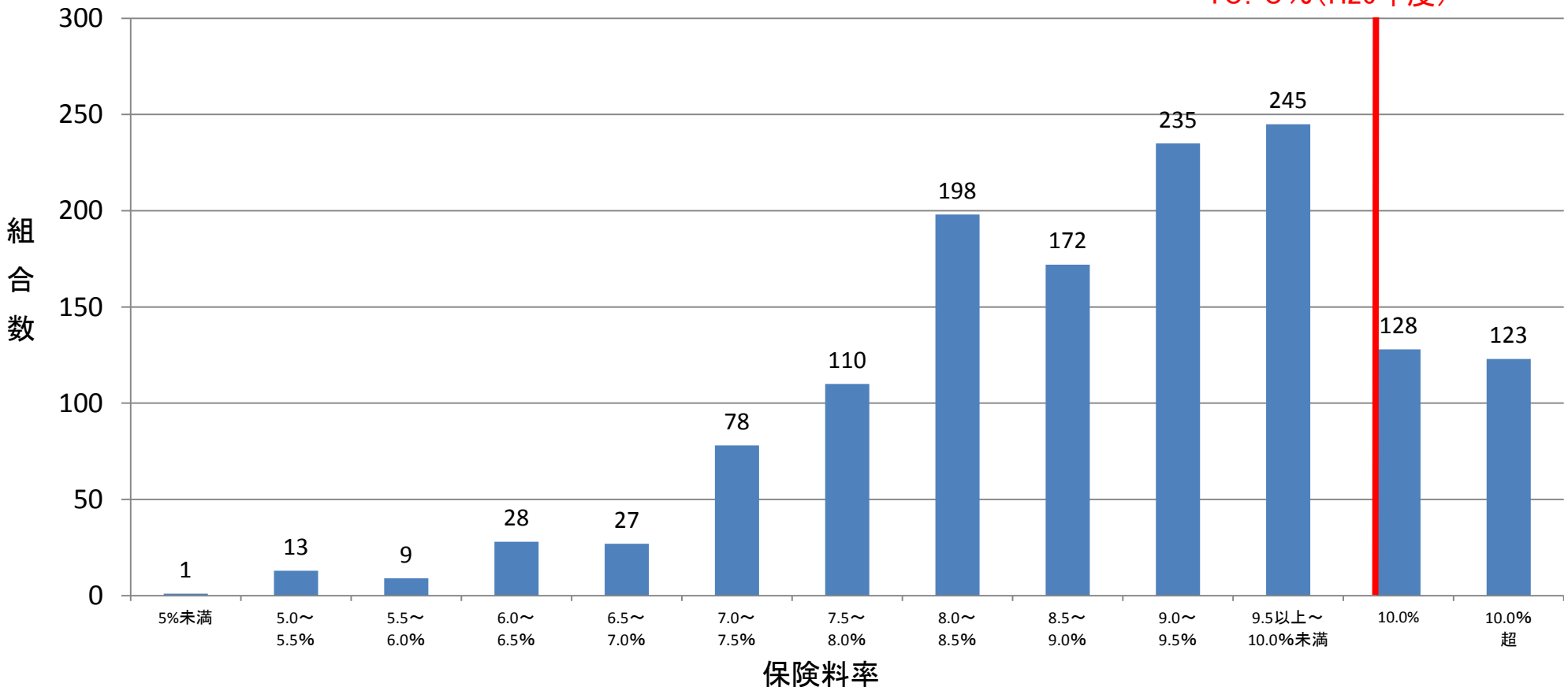
健康保険組合の保険料負担について

健康保険組合の保険料率は、保険者間において差があり、平成26年度の健康保険組合の保険料率については、最低4.8%、最高12.1%となっている。

また、協会けんぽの保険料率(10.0%)を超えている健康保険組合が123組合ある。

全組合の平均 8.86%
(26年度予算早期集計: 1,367/1410組合)

協会けんぽの保険料率
10.0%(H26年度)

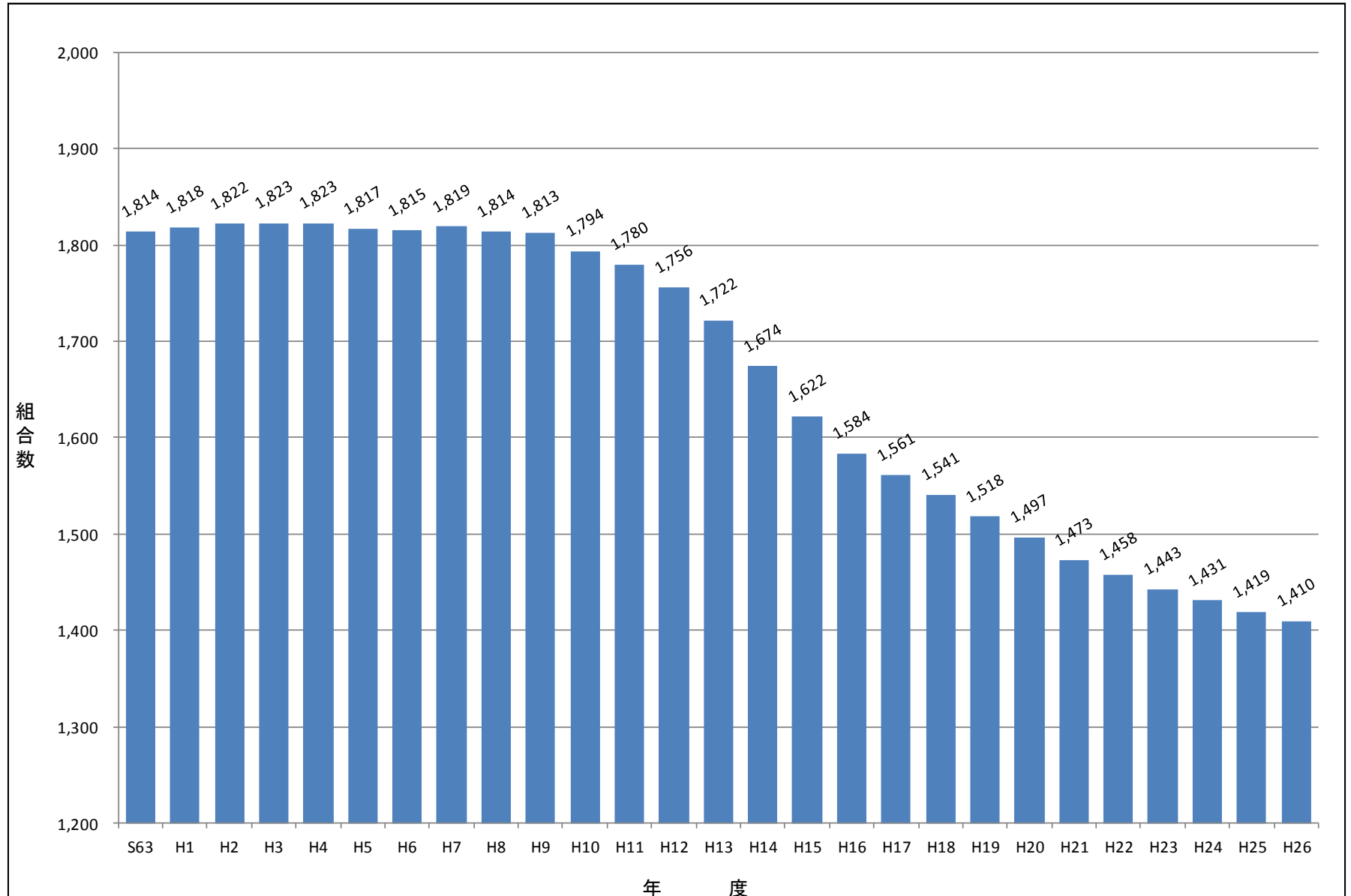


(注1) 保険料率には調整保険料率を含む。

(注2) 被保険者の負担割合(単純平均)は45.3%。

健康保険組合数

平成26年4月1日現在



※S63～H25年度の年度末日に存続していた組合数であり、H26年度は直近(H26.4.1)の存続組合数である。

健保組合の収支状況（医療分）

（単位：億円）

		24年度	25年度	26年度	備 考	
		決算見込	予算	予算早期集計		
収 入	保険料収入	68,781	71,062	72,982	平均保険料率 24年度 25年度 26年度	8.34% 8.64% 8.86%
	その他	1,275	1,146	1,173		
	計	70,057	72,208	74,155		
支 出	保険給付費	36,727	38,405	38,977	⇒ +332 ⇒ +215 ⇒ ▲291	256 対25年度比
	老人保健拠出金	2	1	0		
	前期高齢者納付金	12,985	13,655	13,987		
	後期高齢者支援金	15,079	15,818	16,033		
	退職者給付拠出金	3,265	3,425	3,134		
	病床転換支援金	0	0	0		
	その他	4,975	5,501	5,712		
	計	73,033	76,804	77,844		
単年度収支差		▲2,976	▲4,597	▲3,689		
準備金・別途積立金残高		32,133	—	—		

（注）1. 平成26年4月18日 健康保険組合連合会公表資料「平成26年度健康保険組合予算早期集計の結果の概要」ベース。

2. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。